

久喜市農業農村基本計画



はじめに

本市の農業は、利根川等の豊かな水と緑豊かな関東平野の肥沃な大地のもとで、先人たちのたゆまぬ努力により、食料の安定供給や自然景観の維持などを通して、市民生活や地域経済の発展に大きく貢献してきました。

しかしながら、農業・農村をめぐる情勢は、社会経済状況の変化によって、農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加など厳しさを増しており、食料の安定供給や農村の有する多面的機能の低下が懸念されるところです。

このようなことから、農業及び農村の重要性を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を生かし魅力ある農業が息づく地域社会を目指すため、平成25年12月に「久喜市農業基本条例」を制定したところです。

この条例は、本市の農業と農村のあり方に関する基本理念を掲げ、その実現に必要な基本的な施策などを定めており、このような農業に関する条例は、全国的にみても例の少ないものとなっております。

この度、条例に掲げている基本理念の実現に向け、農業施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年度から平成34年度までを計画期間とする「久喜市農業農村基本計画」を策定いたしました。

計画の推進に当たりましては、本市の農業及び農村の将来に向かって、農業者及び農業者団体などが主体となり、市民、関係機関及び行政がともに協力し、それぞれが責任をもって、それぞれの役割を果たしていくことが必要となります。

そのため今後も引き続き、皆様のご理解とご協力をいただきながら、本市の特色を最大限に生かした農業・農村の振興を図ってまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成28年3月

久喜市長 田中暄二



目次

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の位置づけ	3
第2章 農業を取り巻く動向	4
1. 国の動向	4
2. 埼玉県動向	4
第3章 久喜市の農業の現状と課題	5
1. 市の概況	5
(1) 概況	5
(2) 土地利用	6
2. 現状と課題	7
(1) 市の農業の現状	7
(2) 市の農業の課題	11
第4章 久喜市の農業の基本的な考え方	13
1. 農業の背景、目指すべき方向性	13
2. 基本理念	14
(1) 農業	14
(2) 農村	14
3. 基本目標	14
第5章 施策の展開	15
1. 久喜市の農業振興施策の体系	15
2. 施策の内容	16
(1) 農業の生産基盤の整備	16
(2) 農地の保全と有効活用	17
(3) 農業の担い手の確保・育成	18
(4) 地域特産物の振興・開発	20
(5) 地産地消・地産外商の推進	22
(6) 都市と農村との交流	24
(7) 環境保全型農業の推進	25
(8) 農業の維持・農村の保全	26
第6章 計画の推進	27
1. 実施体制	27
2. 関係機関の役割	27
3. 事業の効果的な実施	28
資料編	30
1. 久喜市農業基本条例	30
2. 久喜市農業農村基本計画の策定経過	33
3. 農業振興協議会	34

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画の目的

近年、社会経済状況や生活環境の変化を背景に、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加、食料の安全性や安定供給への懸念等、農業、農村及び食料を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらを踏まえ、本市の農業の持続的な発展を図るため、平成25年12月に「久喜市農業基本条例」を制定しました。

この「久喜市農業農村基本計画」は、「久喜市農業基本条例」第10条に基づき、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

2. 計画の期間

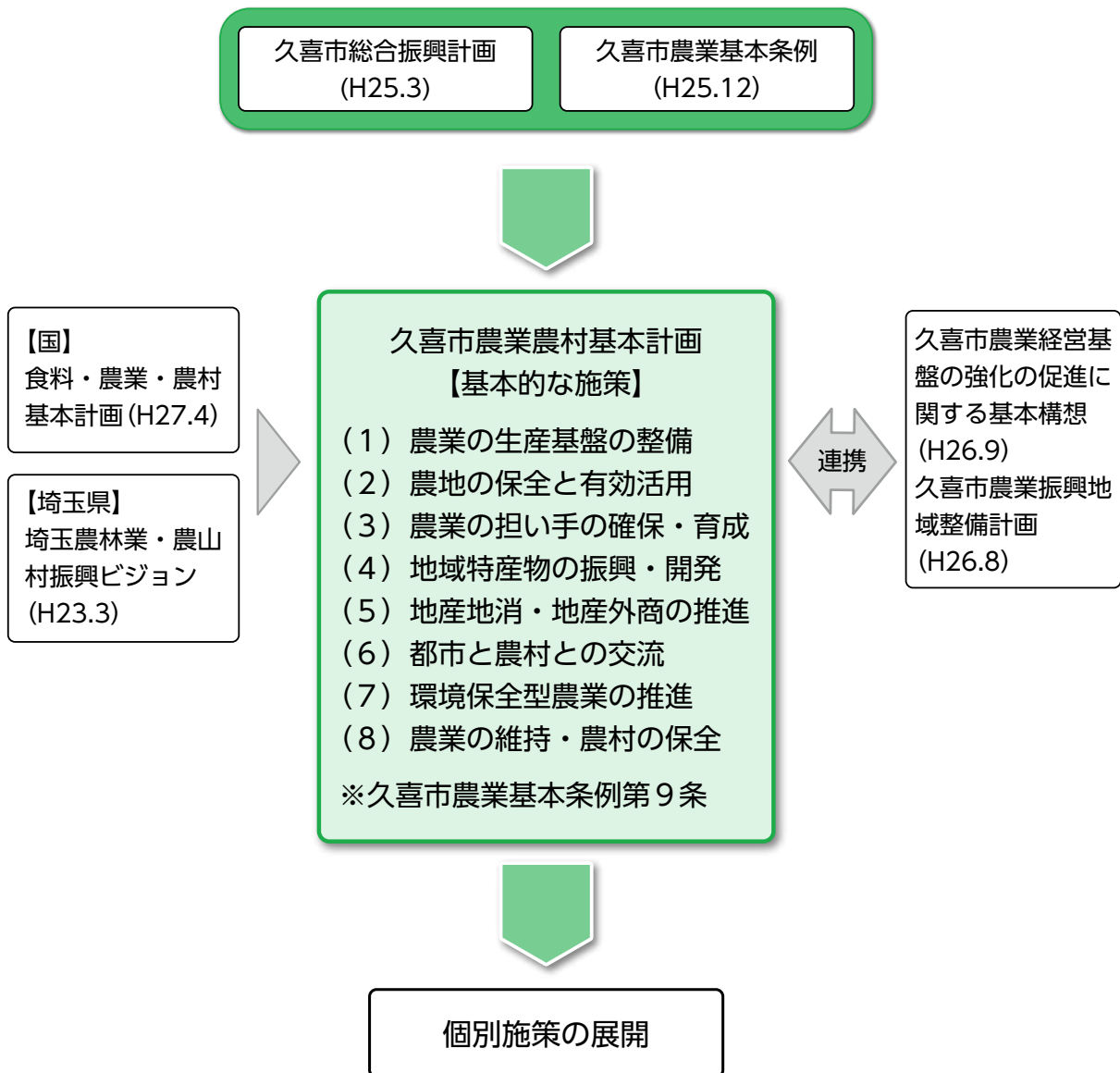
計画の期間は、久喜市総合振興計画基本構想の計画期間と整合性を図り、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

なお、社会情勢等を注視しながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

	年度										
	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
農業農村基本計画			約8か年								
総合振興計画基本構想	10か年										
総合振興計画基本計画	前期基本計画(5か年)					後期基本計画(5か年)					

3. 計画の位置づけ

「久喜市農業農村基本計画」は「久喜市農業基本条例」に基づき、「久喜市総合振興計画」を上位計画として、農業分野の施策を具体化する計画として策定しています。



第2章

農業を取り巻く動向

1. 国の動向

日本の農業は、農家の高齢化や担い手の減少など様々な問題を抱えています。

そのため、国においては、食料・農業・農村基本法（平成11年7月）に基づいた「食料・農業・農村基本計画」の変更（平成27年4月）、農地法的大幅な改正（平成21年12月）により、安心・安全な食料の安定供給と効率的・安定的な農業経営の確立を今後の農業における中心的な課題として加え、今後の農業の振興についても新たな課題として位置付けました。

さらに、今後の農業政策のグランドデザインとして、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月）を決定しています。

2. 埼玉県の動向

埼玉県においては、「埼玉県民の健康と暮らしを支える食料・農業・農山村ビジョン」（平成16年3月）を策定後、新たに「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」（平成23年3月）を策定し、効率的かつ、安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標実現に向けて農業経営の改善を計画的に進め、農用地の利用の集積や農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じています。



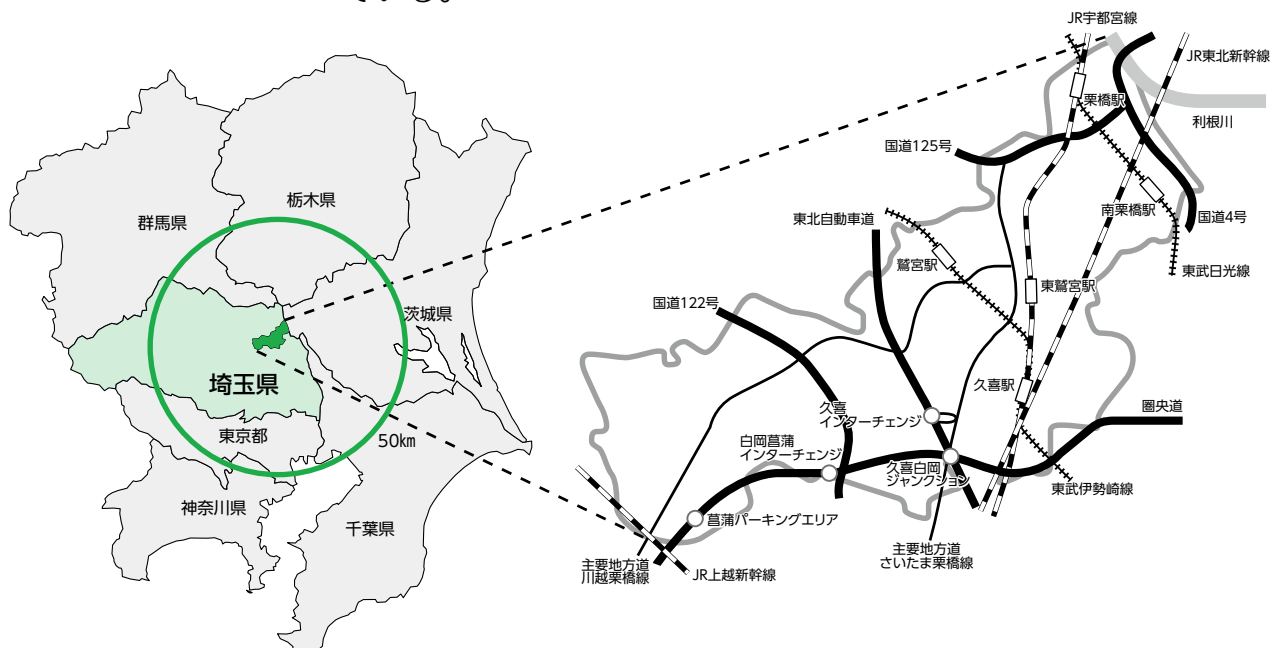
第3章

久喜市の農業の現状と課題

1. 市の概況

(1) 概況

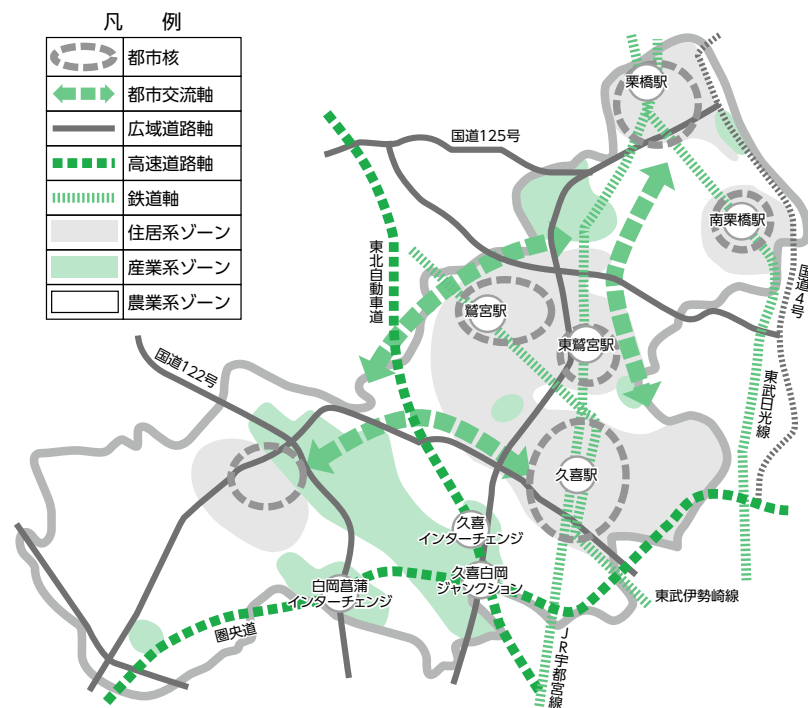
- ① 市制施行 平成22年3月23日
(久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町の合併)
- ② 立地 関東平野のほぼ中央に当たり埼玉県の一部に位置し、都心まで50km圏にある。
- ③ 面積 82.41km²、(市域は東西約15.6km、南北約13.2km)
- ④ 人口 154,520人 (H27.12.1現在)
- ⑤ 産業構造 第一次産業1.8% 第二次産業25.3%
第三次産業72.9% (平成22年度国勢調査調べ)
- ⑥ 交通 南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道(以下「東北自動車道」という。)、国道4号及び国道122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)及び国道125号が横断している。また、鉄道は、南北方向にJR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、5つの駅があり、広域的な交通利便性に恵まれている。
- ⑦ 地勢 おおむね平坦で標高は8~14mのやや西高東低の緩やかな勾配で、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地や旧流路跡などの低地からなっている。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川などの河川に恵まれている。
- ⑧ 気候 夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属している。



(2) 土地利用

①土地利用構想

本市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、本市の均衡ある発展を目指すため、鉄道駅などを中心とした6つの都市核と住居系ゾーン、産業系ゾーン及び農業系ゾーンを形成し、活力ある都市の実現を目指します。また、既存の鉄道路線や圏央道、市内の主要な幹線道路などの交通軸を機能的にネットワークさせ、多様な交流を創出する、良好な都市環境の形成を図ります。(久喜市総合振興計画より)



②地目別土地面積

単位：ha

地目	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積	8,241	2,038	1,573	2,235	81	35	3	1,520	757

(出典：平成27年統計くき)

③用途別面積

単位：ha

総面積	市街化区域	市街化調整区域	市街化調整区域のうち農業振興地域
8,241	1,966	6,274	5,404

(出典：平成27年統計くき、久喜市農業振興地域整備計画)

2. 現状と課題

(1) 市の農業の現状

①農家

平成22年の久喜市の総農家戸数は3,048戸で、そのうち専業農家は488戸、約16%となっています。

総農家戸数は、平成12年から減少傾向が続いています。推移の内訳を見ると、兼業農家が減少する一方で、専業農家と自給的農家が増えています。

専業農家の増加は、農外収入を得ていた人たちが退職したことなどによる影響があると考えられます。

専業兼業別農家戸数の推移

単位：戸

調査年	総農家戸数					
	販売農家戸数	専業	兼業		自給的農家戸数	
			第1種	第2種		
平成12年	3,532	2,821	376	428	2,017	711
平成17年	3,319	2,394	442	339	1,613	925
平成22年	3,048	2,020	488	243	1,289	1,028

(出典：農林業センサス)

※注

農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、過去1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯。

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は過去1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

専業：世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

兼業：世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。

第1種：農業所得を主とする兼業農家。

第2種：農業所得を従とする兼業農家。

自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ過去1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家。

農林業センサスの基準日は各年2月1日現在

②担い手

平成22年の農業就業者数（自営農業を主として従事した世帯員数）を見ると、総数は3,049人で、そのうち男性が1,426人、46.8%、女性が1,623人、53.2%となっています。

また、平成22年の65歳以上の割合は、2,039人、66.9%で、平成12年と比較すると、10.5%増加し、高齢化が顕著となっているほか、就業者も減少しています。

農業就業者数

単位：人

調査年	農業就業者数				
		男		女	
平成12年	4,725	1,931	40.9%	2,794	59.1%
平成17年	4,092	1,807	44.2%	2,285	55.8%
平成22年	3,049	1,426	46.8%	1,623	53.2%

(出典：農林業センサス)

年齢別農業就業者数

単位：人

調査年	合計		15歳～64歳		65歳以上	
	男女計					
平成12年	男女計	4,725	2,060	43.6%	2,665	56.4%
	男	1,931	682	35.3%	1,249	64.7%
	女	2,794	1,378	49.3%	1,416	50.7%
平成17年	男女計	4,092	1,550	37.9%	2,542	62.1%
	男	1,807	566	31.3%	1,241	68.7%
	女	2,285	984	43.1%	1,301	56.9%
平成22年	男女計	3,049	1,010	33.1%	2,039	66.9%
	男	1,426	436	30.6%	990	69.4%
	女	1,623	574	35.4%	1,049	64.6%

(出典：農林業センサス)

③経営耕地

平成22年の経営耕地面積は2,349haで、その77.8%の1,828haが水田となっています。

経営耕地面積は、工場用地や道路、宅地などへの転用等によるものや、農業従事者の減少・高齢化の進行により、平成12年から比較すると、704ha減少しています。

経営耕地面積

単位：ha

調査年	経営耕地面積						
	田面積			畑面積		樹園地面積	
平成12年	3,053	2,315	75.8%	581	19.0%	158	5.1%
平成17年	2,513	1,983	78.9%	415	16.5%	115	4.6%
平成22年	2,349	1,828	77.8%	431	18.3%	90	3.8%

※端数処理により、経営耕地面積と内訳の合計が一致しない場合があります。

(出典：農林業センサス)



④農産物

市で生産されている農産物の中でも、特に梨、いちごは埼玉県内においてトップクラスの栽培面積となっています。

埼玉県内での、梨の栽培面積

順位	市町村	栽培面積 (ha)
1位	久喜市	105.0
2位	白岡市	76.0
3位	蓮田市	63.0
4位	神川町	56.0
5位	加須市	47.0

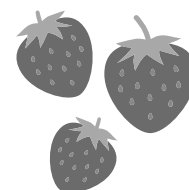
(出典：平成18年埼玉農林水産統計年報、市町村合併のあった市町村は合算しています。)



埼玉県内での、いちごの栽培面積

順位	市町村	栽培面積 (ha)
1位	吉見町	17.0
2位	久喜市	11.0
3位	加須市	8.2
4位	本庄市、川島町	7.8

(出典：平成22年産埼玉県野菜生産状況表式調査報告書)



埼玉県内での、水稻の作付面積

順位	市町村	栽培面積 (ha)
1位	加須市	5,020.0
2位	熊谷市	2,450.0
3位	行田市	2,140.0
4位	久喜市	2,090.0
5位	鴻巣市	1,960.0

(出典：平成23～24年埼玉農林水産統計年報)



(2) 市の農業の課題

農業を取り巻く社会環境の動向や本市農業の現状等を踏まえ、本市の持続可能な農業を実現するための課題を次のとおり整理しました。

①多様な担い手の確保・育成

農業従事者の高齢化・減少が進み、産業としてこれからの本市農業を支える人材の確保が難しくなっており、企業・農業生産法人を含めた意欲と能力のある担い手を積極的に確保・育成すること、さらに、女性や高齢者など、その能力に応じて活躍できる環境を整備することが必要です。

②有効的な農地利用の推進

本市では、経営耕地面積が減少傾向にある中、農地の集約化が進んでおらず、規模拡大による効率性・生産性の向上を図ることが難しくなっています。

限りある農業資源の中で「生産力」を向上させるためには、農地転用の厳格な運用など適切な土地利用の推進や遊休農地等の有効利用など、農地を農地として最大限活用することが必要となります。

③収益性の高い生産構造への転換

本市は、耕地面積の77.8%を水田が占める稲作中心の生産構造であるため、近年の米価の下落は、水稻を栽培する農家にとっては、所得に大きな影響を与える状況となっています。

米の消費については、近年の食の多様化により大幅な消費拡大を図ることが難しい状況です。

また、環太平洋経済連携協定（TPP協定）が大筋合意に至り、安価な外国産米の影響により、米価が大幅に低下することも懸念されます。

本市が目指す力強い持続可能な農業の実現に向けては、収益性の高い農業に構造転換を進め、付加価値の高い農産物を効率的に生産し、農業経営の安定化を図ることが必要です。

④市場ニーズを捉えた販売戦略の構築

“〇〇なら久喜！”という全国的に知られている農産物が少なく、久喜産農産物を市内外の消費者に受け入れてもらうためには、市場ニーズの把握から生産、流通、販売まで一貫した販売戦略を進めることが必要となります。

⑤環境保全・資源循環型農業の促進

環境に配慮した持続可能な経済社会への転換を図り、資源の循環利用や環境負荷の低減等を目指していくことが、農業・農村においても求められています。

自然環境に最大限配慮した環境にやさしい農業の取り組みを進めることが必要となります。

⑥市民の意識の醸成

農業従事者の高齢化が進んでおり、農村において今後担い手が不足していくことが懸念されています。農業・農村を守り育てる意識を醸成するためには、市民が農業の多面的な機能に触れる機会を創出することが必要となります。

※持続可能な農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬等による環境負荷の軽減、さらには農業が有する環境保全機能の向上に配慮した持続的な農業。

※農業・農村の多面的機能

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然保護の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることに生ずる、食料その他の農産物の供給以外の多面にわたる機能。



第4章

久喜市の農業の基本的な考え方

1. 農業の背景、目指すべき方向性

久喜市の農業は、利根川等の豊かな水と緑豊かな関東平野の肥沃な大地のもとで、先人たちのたゆまぬ努力によって、食料の安定供給や自然景観の維持などを通して、市民生活や地域経済の発展に大きく貢献してきました。

農業及び農村は、食料の生産だけでなく、水資源や自然環境の保全に寄与するとともに、貯水機能による水害の防止や、緑地や防災空間さらには生活に潤いを与える場所を提供するなどの多面的な機能を有しており、市民生活にとってかけがえのない財産となっています。

しかしながら、近年は、経済状況や生活環境の変化を背景に、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加、食料の安全性や安定供給への懸念等、農業、農村及び食料をめぐる様々な問題が発生しています。

このようなことから、今後、本市にとってかけがえのない財産である農業及び農村を守るためには、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めることが必要であり、持続的に発展できる農業生産構造の確立が不可欠です。

そのためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の消費及び利用の促進を図るとともに、農業を本市の基幹産業として育むことが必要です。

農業は、わたしたちの命と暮らしの原点であり、農村は、人が自然とふれあいながら共生できるかけがえのない場であることから、農業及び農村の重要性を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を生かし魅力ある農業が息づく地域社会を目指します。

※久喜市農業基本条例前文より

2. 基本理念

(1) 農業

優良農地及び農業の担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境に配慮した安全かつ安心な農産物が安定的に生産、供給されることにより、農業の持続的な発展が図られなければならない。

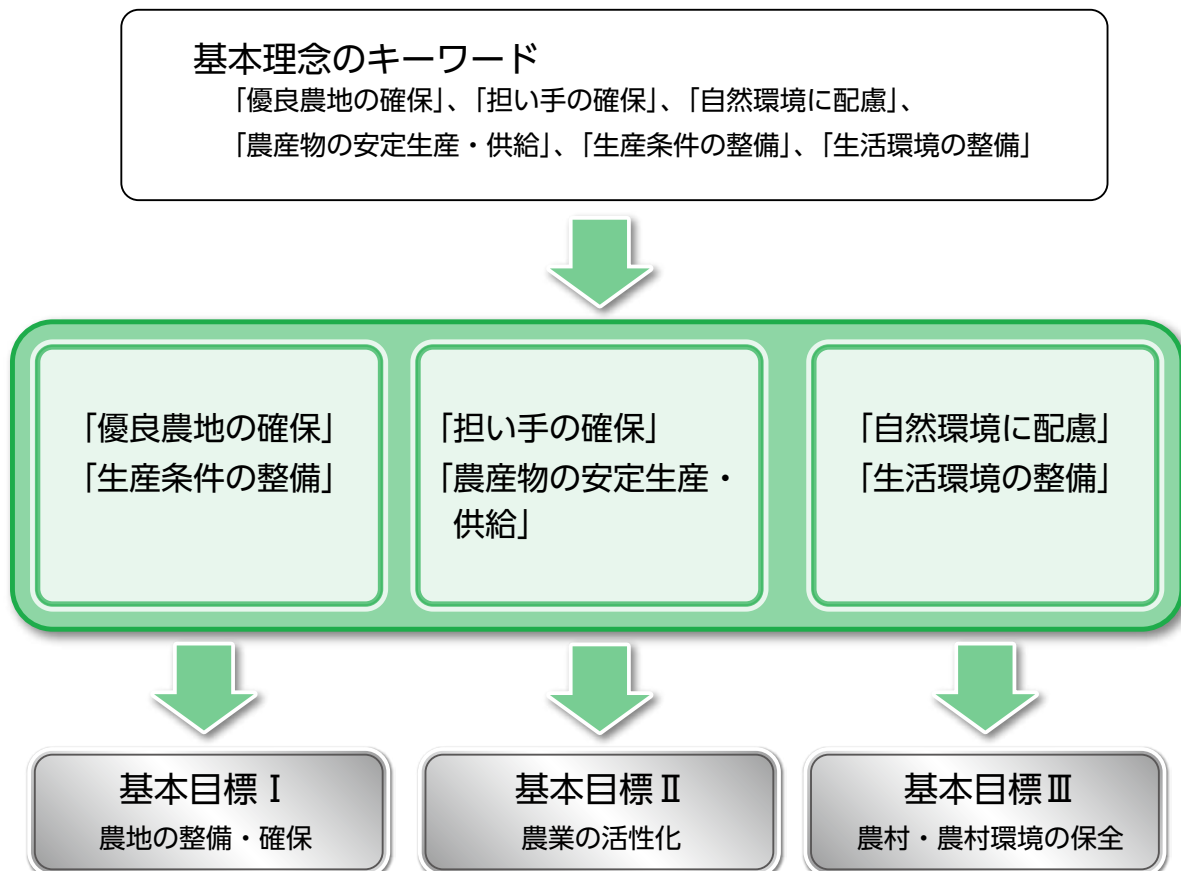
(2) 農村

農産物の供給及び多面的機能が十分発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、農村の振興が図られなければならない。

※久喜市農業基本条例第3条より

3. 基本目標

本市農業の基本理念のキーワードから、次のような3つの基本目標を掲げます。



第5章

施策の展開

1. 久喜市の農業振興施策の体系

基本理念に基づいた基本目標を総合的かつ計画的に推進するため、8つの基本的な施策に基づき、24の個別施策を展開します。

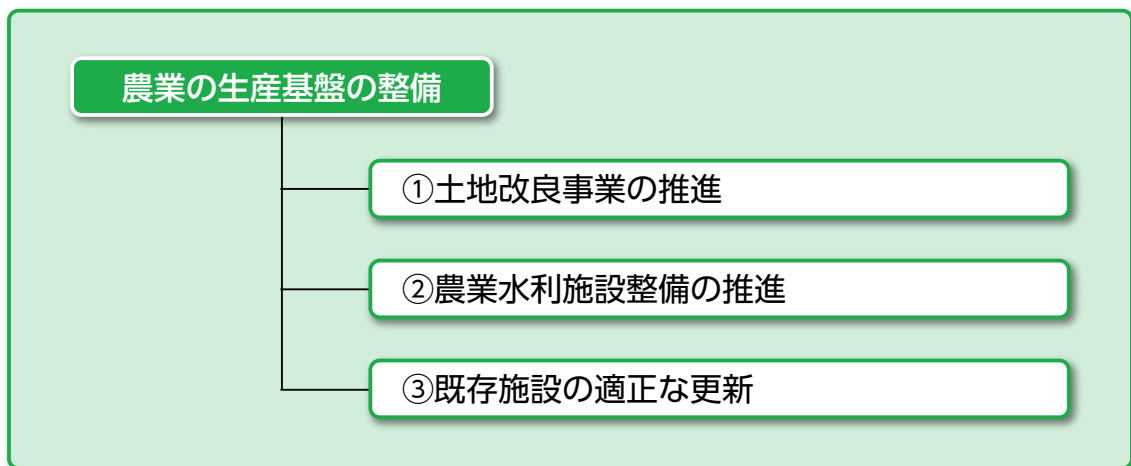
基本目標	基本的な施策（8）	個別施策（24）
Ⅰ 農地の整備・確保	(1) 農業の生産基盤の整備	①土地改良事業の推進 ②農業水利施設整備の推進 ③既存施設の適正な更新
	(2) 農地の保全と有効利用	①優良農地の確保・保全 ②担い手への農地集積、集約化 ③遊休農地の解消・再生
Ⅱ 農業の活性化	(3) 農業の担い手の確保・育成	①新規就農者の確保・育成 ②認定農業者制度の推進 ③農業生産法人設立の推進 ④農業への企業参入の促進
	(4) 地域特産物の振興・開発	①農産物ブランド化の推進 ②6次産業化の推進 ③農商工連携の推進 ④新たな特産物の創出
	(5) 地産地消・地産外商の推進	①地産地消の推進 ②多様な販売ルートの確保 ③食育の推進
Ⅲ 農村・農村環境の保全	(6) 都市と農村の交流	①“農”に関する事業の充実 ②しみん農園の利用の推進
	(7) 環境保全型農業の推進	①減農薬・減化学肥料・有機栽培の促進 ②資源循環型農業の調査研究
	(8) 農業の維持・農村の保全	①農業者団体への支援 ②農村の多面的機能の維持・向上 ③農村コミュニティの維持・強化

2. 施策の内容

(1) 農業の生産基盤の整備

生産性の高い農業を確立するために、農業用の用排水路などの土地改良施設、ほ場の整備等を管内土地改良区と連携し、計画的・効果的な農業生産基盤の整備を推進します。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

①土地改良事業の推進

農業振興地域内のほ場未整備地区において、意欲的に農業を営む農業者等の意向を踏まえ効率的な農業が行えるよう土地改良事業を推進します。

②農業水利施設整備の推進

農業の生産性を高め、農業経営の安定を図るため、かんがい排水路（用排水路）の整備など、農業の持続的発展を支える農業生産基盤の整備を推進します。

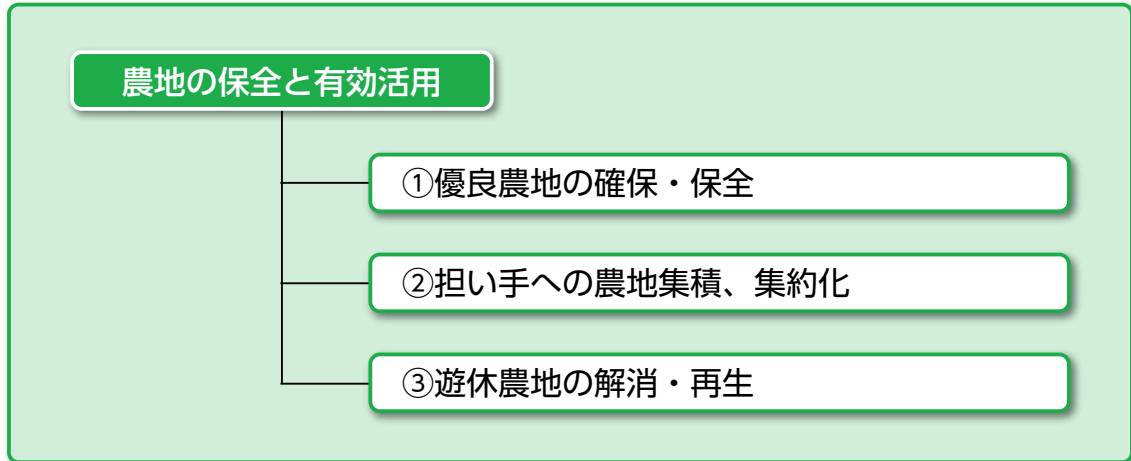
③既存施設の適正な更新

既存施設の適切な更新・維持管理により、施設の長寿命化を進め低コストな農業を目指します。

(2) 農地の保全と有効活用

農業委員会などの関係機関と連携し、農地制度や農業振興地域整備計画に基づいた、優良農地を保全し、農地の有効利用を図ります。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

①優良農地の確保・保全

農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の適切な運用を図り、違反転用や耕作放棄を未然に防ぐとともに、農業振興地域内の農用地区域の保全や一定のまとまりのある優良農地を確保するために農地の適正管理に努めます。

②担い手への農地集積、集約化

意欲ある担い手への効率的・効果的な土地利用を図るため、地域との話し合いを通じ「人・農地プラン」を適宜見直し担い手への農地集積、集約化を推進します。

また、「人・農地プラン」に基づき農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を進めるなど、意欲ある担い手への集積を図ります。

③遊休農地の解消・再生

遊休農地の解消や利用促進を図るため、奨励作物等の作付け促進や遊休農地の利活用の推進を図ります。

※人・農地プラン

集落や地域において話し合いを行い、人と農地の問題を解決するために作成するプラン。

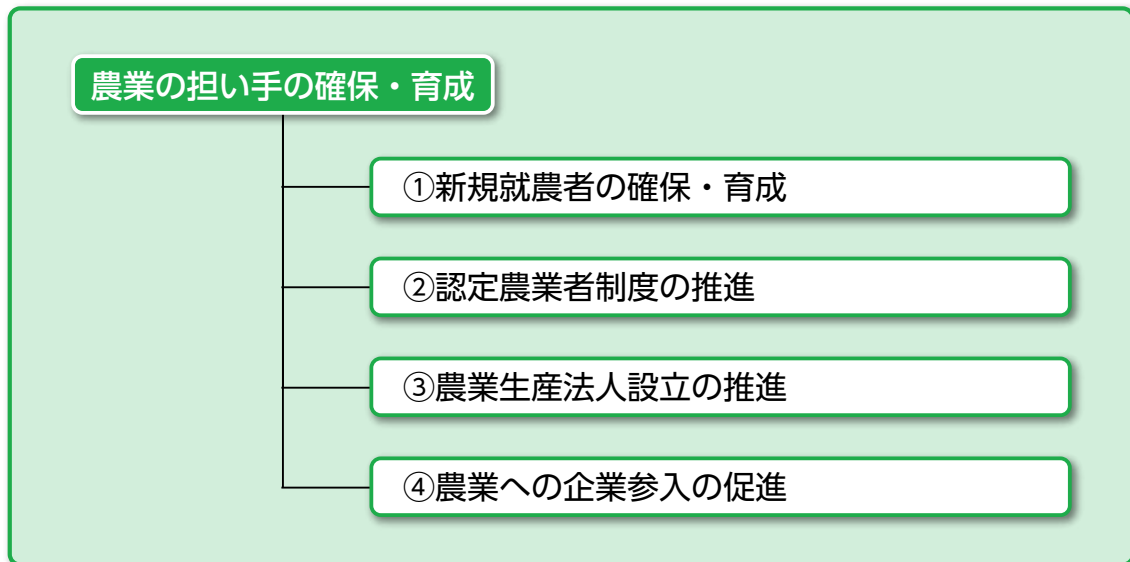
※農地中間管理機構

農地の効率的な利用に向け、農地集積を促進するため、農地の出し手、受け手の仲介役を担う組織。

(3) 農業の担い手の確保・育成

新規就農者、農家後継者、農業生産法人、企業など、農業の多様な担い手を確保、育成します。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

①新規就農者の確保・育成

意欲ある新規就農者を確保するため、新規就農希望者に対し、関係機関と連携し、情報提供を行いながら、技術指導、経営力向上、農地確保等に関する支援を行います。

②認定農業者制度の推進

農業経営基盤促進法に基づく認定農業者には、低利融資制度等の各種施策が重点的に実施されていることから認定農業者制度を推進するとともに、農業者が認定農業者として認定されるよう支援します。

③農業生産法人設立の推進

認定農業者などの意欲ある農業者に対し、農業経営の法人化が円滑に進むよう、必要な情報提供や経営改善指導を行います。

※認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づく制度で、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、その内容が市町村の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受ける制度。

④農業への企業参入の促進

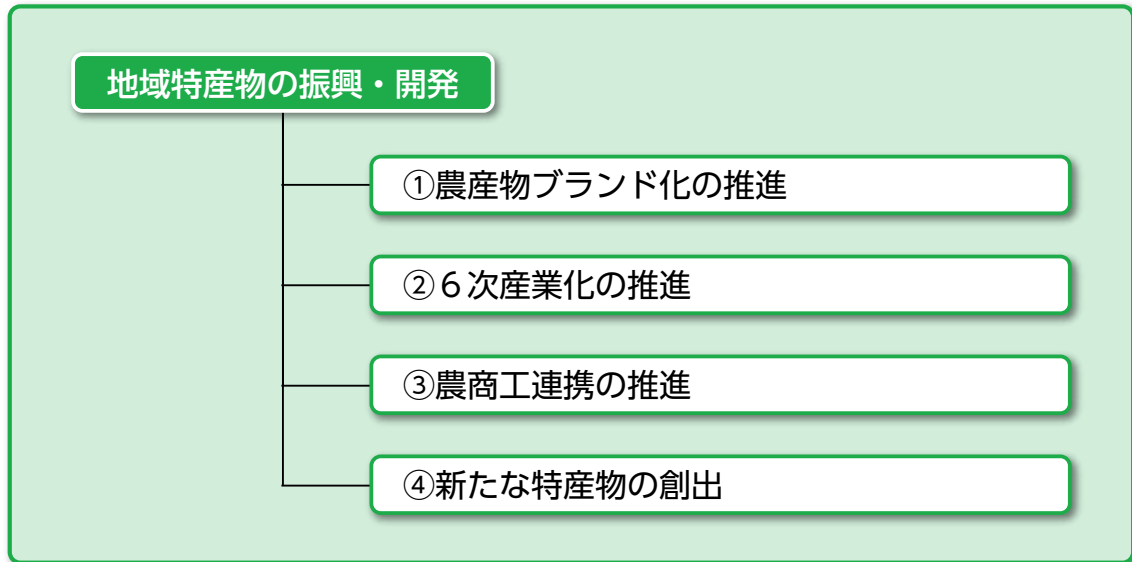
地域農業の新たな担い手として、また多様な雇用機会を創出する可能性のある民間企業の農業参入に対して、地域の実情に即した誘致を行うなど、企業の農業参入の促進、調整を図ります。



(4) 地域特産物の振興・開発

梨やいちごの地域特産物の振興を推進するとともに、地域特産物を生かした特産品の開発を推進します。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

①農産物ブランド化の推進

埼玉県内でもトップクラスの栽培面積を誇る特産品である梨、いちごのPRを支援し認知度を高め、販路の拡大を図ります。また、品質向上に向けた支援を行い、久喜産のブランド化に向けた取り組みを推進します。

②6次産業化の推進

農産物の生産出荷のみならず、加工、流通、販売などに取り組む農業者や、観光農園等の農業体験サービスの提供などに主体的に取り組む農業者の6次産業化を促進し、農業者の収益向上を図ります。

※ブランド化

本計画では、消費者に広く周知し、認知してもらうことにより消費者の信頼を得て、久喜産農産物に対する評価を高めていくことを「ブランド化」として用います。

※6次産業化

農業や水産業などの第一次産業が加工、流通、販売にも業務展開している経営形態を表す造語。

1次産業×2次産業×3次産業=6次産業。

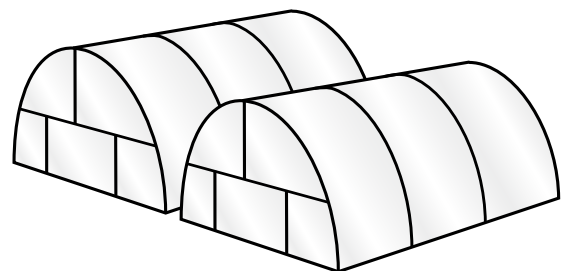
③農商工連携の推進

農業者と商工業者が密接に連携して久喜産農産物を原料とする新商品の開発などを促進することにより、農業、商工業の収益向上、活性化を図ります。

④新たな特産物の創出

先端技術と強固な販売力を融合させた次世代施設園芸について、埼玉県や企業などと連携をし、実証実験を行います。

さらに、実証実験で得られた栽培結果をもとに、栽培方法などを農業者へ広く周知し、普及に努め、新たな特産物の創出を行います。



※農商工連携

農林業者と商工業者が通常の商取引を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品や新サービスの開発、生産等を行い需用の開拓を行うこと。

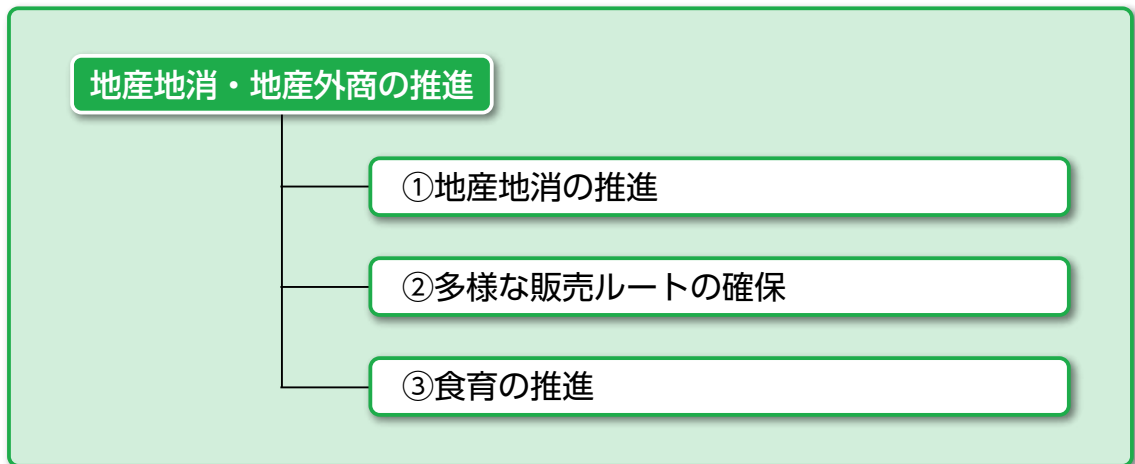
※次世代施設園芸

先端技術と強固な販売力を融合させ、木質バイオマス等の地域資源エネルギーを活用するとともに、生産から調製・出荷までの施設の大規模な集約化やICT（情報通信技術）を活用した高度な環境制御を行うことにより、低コストな周年・計画生産を実現し、所得向上と地域の雇用を創出すること。

(5) 地産地消・地産外商の推進

市民の地場農産物に関する理解を深め、久喜産農産物の消費拡大と農業者の所得向上を図るため、流通体制の充実と地産地消及び地産外商を推進します。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

①地産地消の推進

農産物直売所や直売農家を紹介した農産物マップなどを活用し、市民（消費者）が新鮮で安全・安心な久喜産農産物を身近で購入できるよう地産地消を推進します。

また、地域の消費者ニーズをとらえ、生産者にとって販路拡大につながる生産ができるよう支援します。

②多様な販売ルート確保

市内だけでなく、市外市場への販路開拓を進めるため、久喜産農産物が広く認知され、より多くの人々が久喜産農産物に関心を持つよう、インターネットや報道機関などを積極的に活用し、情報発信力の強化に努めるとともに、交通の利便性を生かした多様な販売ルートの確保を推進します。

③食育の推進

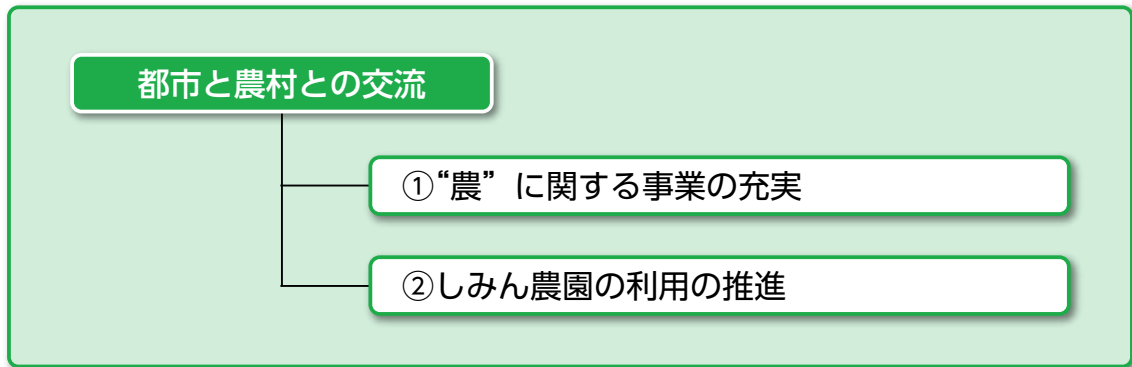
久喜産農産物に触れ、継続的に興味・関心を持つ市民を増やすため、久喜産農産物の学校給食等への導入を支援するなど、学校給食等を起点とした地産地消を推進します。



(6) 都市と農村との交流

市民の農業及び農村への関心と理解を深めるため、都市住民と農業者の交流を推進します。

【基本的な施策の構成】



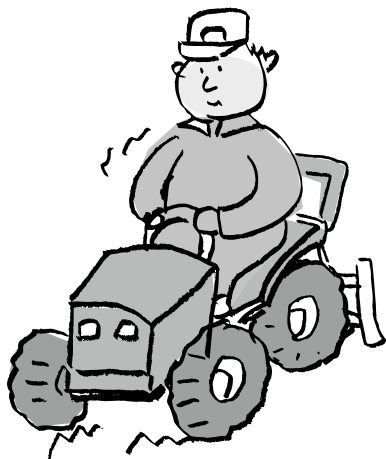
【個別施策】

① “農”に関する事業の充実

市民の農業への関心と理解を深めるため、農作業体験などの充実を図るとともに、農業に関するイベントなどにより、農業者と都市住民の交流を促進します。

② しみん農園の利用の推進

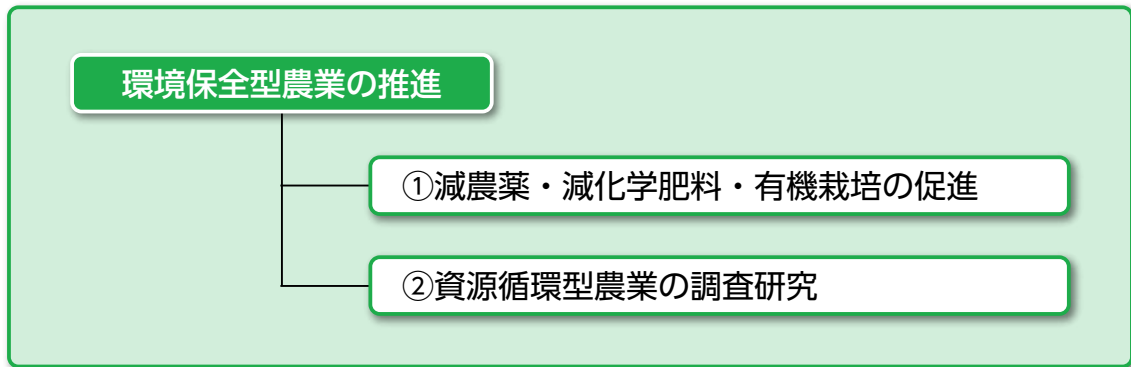
農業者のみならず、広く市民に農業・農村の大切さについて理解を深めてもらうため、しみん農園の利用を推進します。



(7) 環境保全型農業の推進

消費者のニーズに対応するため、安全で安心な減農薬・減化学肥料栽培や有機栽培等の環境に配慮した農業生産を推進します。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

①減農薬・減化学肥料・有機栽培の促進

環境負荷の少ない農業の普及を図るため、減農薬・減化学肥料・有機栽培に取り組む農業者や、エコ・ファーマーの確保・育成など、環境保全型農業への取り組みを支援するとともに、消費者に安全で安心な久喜産農産物の情報提供を行います。

②資源循環型農業の調査研究

消費者に、久喜産の安全で安心できる農産物を提供するため、農業のもつ自然循環機能の維持に努め、環境への負荷の低減を図ることのできる資源循環型農業の導入について調査、研究します。



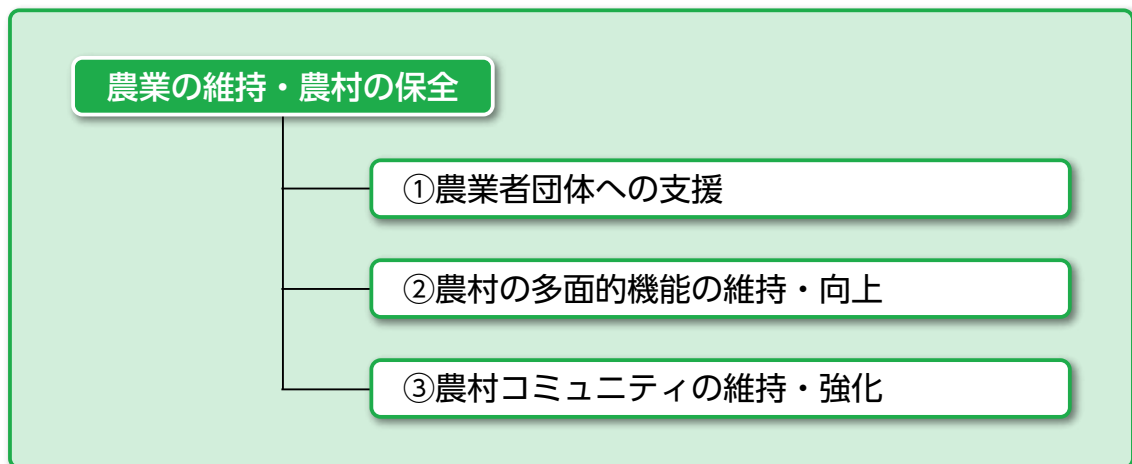
※エコ・ファーマー

環境に調和した農業に取り組み、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づいて都道府県知事に認定された農業者。

(8) 農業の維持・農村の保全

農業による食料の生産及び供給、農村の多面的機能が、市民生活において欠かすことのできない役割を果たしていることから、農業の維持及び農村の保全を図ります。

【基本的な施策の構成】



【個別施策】

① 農業者団体への支援

地域農業の守り手となり、農業者団体などの強化・育成を図るとともに、生産技術の向上などの取り組みを支援します。

また、農業者の労力軽減を図るため、農業ボランティア等の仕組みを研究します。

② 農村の多面的機能の維持・向上

農地や農業用水等をはじめとする農資源や農村環境を、将来にわたり適切に保全し管理していくため、地域住民による継続的な共同保全活動を支援します。

③ 農村コミュニティの維持・強化

農業を通じた地域のつながりの強化や都市住民との交流などにより、コミュニティの維持・強化を図ります。

また、地域で生産される農産物や伝統的な食文化等を活用し、住民同士の理解を深め、コミュニティの強化を図ります。

1. 実施体制

本市農業の振興にあたっては、本計画に掲げる基本理念の実現を目指し、関係機関がそれぞれの役割と責任を持って果たしていくとともに、相互に連携しながら取り組んでいきます。

2. 関係機関の役割

(1) 農業者

農業者は、基本理念の実現に向けて、安全かつ安心な農産物を生産及び供給し、安定的に農業経営を継続できるよう効率的な営農活動を実践するよう努める。

(2) 農業者団体

農業者団体は、基本理念に基づき、農業者が安定的かつ効率的な農業経営の実現のため、生産者ニーズの把握に努めるとともに、本市農産物の消費拡大を図る環境づくりを実践するよう努める。

(3) 市民

市民は、農業及び農村の多面的機能について理解を深め、農業・農村環境の保全に積極的に取り組むとともに、市内で生産される農産物の積極的な消費に努め、地産地消を推進する。

(4) 事業者

事業者は、市内で生産された農産物を積極的に使用するよう努めるとともに、本市農産物の消費拡大に貢献するよう努める。

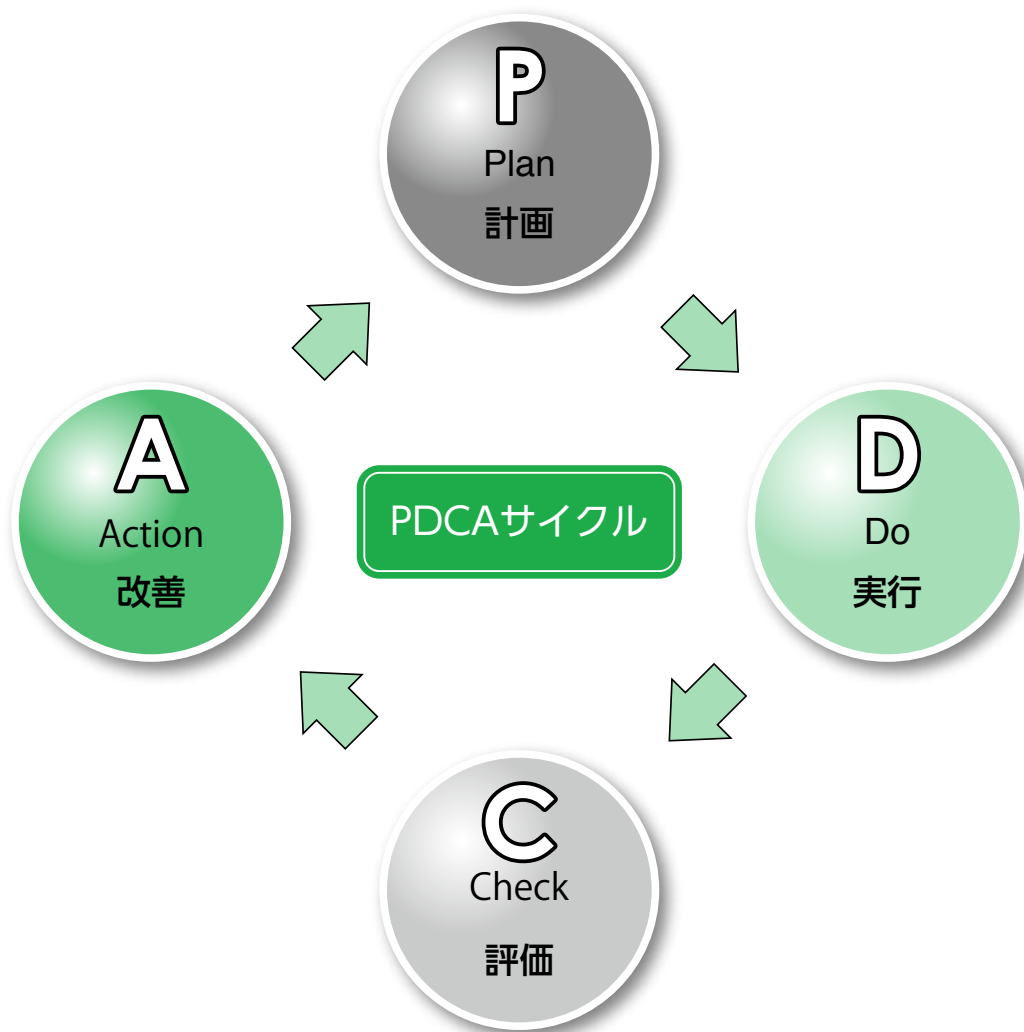
(5) 久喜市

市は、各関係機関と連携し、それぞれの役割が果たせるようハード・ソフト両面から支援・調整を図るとともに、国、県等の動向を踏まえた上で、本市農業に必要な施策を実施する。

3. 事業の効果的な実施

本計画の施策の実施にあたっては、費用対効果など具体的な検討を行い、事業の必要性・実効性の高い事業から推進していきます。

また、本計画を効果的に進めるため、定期的に評価・検証し、必要に応じて見直しを行なっていきます。



資料編

1. 久喜市農業基本条例

平成25年12月27日

条例第59号

久喜市の農業は、利根川等の豊かな水と緑豊かな関東平野の肥沃な大地のもとで、先人たちのたゆまぬ努力によって、食料の安定供給や自然景観の維持などを通して、市民生活や地域経済の発展に大きく貢献してきました。

農業及び農村は、食料の生産だけでなく、水資源や自然環境の保全に寄与するとともに、貯水機能による水害の防止や、緑地や防災空間さらには生活に潤いを与える場所を提供するなどの多面的な機能を有しており、市民生活にとってかけがえのない財産となっています。

しかしながら、近年は、経済状況や生活環境の変化を背景に、農業の担い手の減少や耕作放棄地の増加、食料の安全性や安定供給への懸念等、農業、農村及び食料をめぐる様々な問題が発生しています。

このようなことから、今後、本市にとってかけがえのない財産である農業及び農村を守るためには、農業振興施策を総合的かつ計画的に進めることが必要であり、持続的に発展できる農業生産構造の確立が不可欠です。

そのためには、農業者の意欲向上はもとより、市民一人ひとりが農業及び農村の市民生活に果たしている役割の重要性について理解を深め、地域で生産される農産物の消費及び利用の促進を図るとともに、農業を本市の基幹産業として育むことが必要です。

農業は、わたしたちの命と暮らしの原点であり、農村は、人が自然とふれあいながら共生できるかけがえのない場であることから、農業及び農村の重要性を次世代に引き継ぐとともに、地域資源を生かし魅力ある農業が息づく地域社会を目指すためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、農業及び農村のあり方に関する基本理念及びその実現に必要な基本的な施策を定め、並びに市、農業者、農業団体、市民及び事業者の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農村 農業に従事する人が主に生活し、水源のかん養、自然環境の保全、良好な自然景観の形成、文化の伝承等の多面的機能(以下「多面的機能」という。)を有し、人間と自然が共生する地域
- (2) 農業者 市内で農業を営む個人、法人及び団体

- (3) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- (5) 事業者 消費者に食料を提供する事業を営む法人その他の団体及び個人
- (6) 地産外商 市内産の農産物及び農産物加工品を市外へ積極的に販売しようとする者。

(基本理念)

第3条 農業は、優良農地及び農業の担い手が確保され、これらが効率的に組み合わせられるとともに、自然環境に配慮した安全かつ安心な農産物が安定的に生産されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農村は、農産物の供給及び多面的機能が十分発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、農業及び農村に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を講ずるに当たっては、国、県、農業者、農業団体、市民及び事業者と連携を図らなければならない。

(農業者の役割)

第5条 農業者は、安全かつ安心な農産物を安定的に供給し、第3条に定める基本理念の実現に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(農業団体の役割)

第6条 農業団体は、第3条に定める基本理念に基づき、農業者が安全かつ安心して農業経営ができるための環境づくりに努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、農業及び農村について理解を深め、市内で生産される農産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、市内で生産された農産物を積極的に使用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(基本的施策)

第9条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項を農業及び農村に関する基本的な施策とし、各施策相互の連携を図りつつ、推進するものとする。

- (1) 農業の生産基盤の整備を推進すること。
- (2) 優良農地を保全し、農地の有効利用を図ること。
- (3) 農業の多様な担い手を確保し、育成すること。
- (4) 地域農産物の振興及び地域農産物を生かした特産品の開発を推進すること。

- (5) 流通体制を充実させ、地産地消及び地産外商を推進すること。
- (6) 都市と農村との交流を推進すること。
- (7) 環境に配慮した農業生産を推進すること。
- (8) 農業の維持及び農村の保全を図ること。

(基本計画)

- 第10条 市長は、前条に規定する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業及び農村の基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、基本計画を定めるときは、あらかじめ久喜市農業振興協議会条例（平成22年久喜市条例第152号）で定める久喜市農業振興協議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(久喜市農業振興協議会条例の一部改正)
- 2 久喜市農業振興協議会条例（平成22年久喜市条例第152号）の一部を次のように改正する。
第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。
(2) 農業及び農村の基本的な計画に関する事項

2. 久喜市農業農村基本計画の策定経過

(1) 久喜市農業振興協議会

開催日	審議内容
平成27年1月13日(火)	農業農村基本計画(素案)について
平成27年2月17日(火)	農業農村基本計画(素案)について
平成27年3月24日(火)	農業農村基本計画(素案)について
平成27年11月13日(金)	農業農村基本計画(案)について

(2) 市民意見提出制度(パブリックコメント)

目的	久喜市農業農村基本計画を策定するにあたり、市長と市民との懇談を通じて、意見聴取を行うことを目的として実施した。
実施期間	平成27年6月10日(水)～平成27年7月9日(木)
意見数	0名、0件

3. 農業振興協議会

(1) 久喜市農業振興協議会条例

平成22年3月23日条例第152号

改正 平成25年12月27日条例第59号

(設置)

第1条 農業振興に関する必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、久喜市農業振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 農業振興地域の整備に関する事項
- (2) 農業及び農村の基本的な計画に関する事項
- (3) その他農業の振興に関する事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 農業委員会委員
- (3) 農業協同組合理事
- (4) 土地改良区理事及び各種農業団体の役員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2号から第4号までに掲げる委員は、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係機関職員の出席)

第7条 会長は、必要に応じ会議に関係機関職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 協議会に、専門の事項を調査審議するため、必要があるときは専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営については、別に定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、環境経済部農業振興課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日条例第59号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

	役職	氏名	備考	区分
1		瀬田好子		第1号委員 公募による市民
2		高瀬文代		
3		長谷川喜美江		
4		長谷川由美子		
5		本島三枝子		
6		渡辺諭		
7		小林邦直		第2号委員 農業委員会委員
8		籠宮博		
9		坂本高行		
10	副会長	濱田一雄		
11		新井優子		第3号委員 農業協同組合理事
12		鈴木守男		
13		川島一晃		
14		吉岡憲一		
15		荒井康史	H26.10.7～H27.5.16	第4号委員 土地改良区理事及び 各種農業団体の役員
		関根文雄	H27.11.13～H28.10.6	
16		瀬田正夫		
17		山田加藏		
18	会長	並木源榮		
19		野口昭		
20		根岸秀夫	H26.10.7～H27.3.31	第5号委員 学識経験者
		渡辺実	H27.4.1～H28.10.6	

任期：平成26年10月7日～平成28年10月6日

久喜市農業農村基本計画

平成28年3月発行

発行 久喜市

編集 環境経済部農業振興課

〒346-8501

埼玉県久喜市下早見85番地の3

TEL 0480-22-1111 (代)

FAX 0480-22-9364

Eメール nogyoshinko@city.kuki.lg.jp



市の花 コスモス



市の木 イチョウ

★この冊子は、資源保護のため
再生紙を使用しています。

